

事 務 連 絡  
令和 3 年 11 月 11 日

各 

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）の検出について  
（情報提供）

環境省から、鹿児島県出水市で採取した環境試料（水鳥の糞便が落ちているねぐら等の水）から、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5 亜型）が検出されたことについて、別添のとおり発表がありましたのでお知らせします。

鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥やその死体等に濃厚に接触した場合を除いて、通常は人に感染することがないと考えられています。野鳥等を介した鳥インフルエンザの感染予防については、昨年度に引き続き、「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）別添 2 「鳥インフルエンザの感染が疑われる死亡野鳥等を発見した場合の対応について」等に基づき、住民への野鳥等からの感染予防の留意事項にかかる周知等、必要な対応について遺漏なきようよろしくお願い致します。

（参考）

- 「野鳥等における鳥インフルエンザ（H5N1）の発生への対応について」（平成 20 年 10 月 1 日付け健感発第 1001001 号）  
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10900000-Kenkoukyoku/000172035.pdf>
- 環境省「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」（令和 3 年 10 月）  
[https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird\\_flu/manual/pref\\_0809.html](https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)